米子市福祉事業者ごみ出し拠点事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ごみを自ら搬出することが困難な高齢者又は障がい者を訪問サービスにより支援する福祉事業者に対し、当該支援により搬出されたごみを２４時間搬入することができるごみの集積場所（以下「ごみ出し拠点」という。）を提供し、もって高齢者及び障がい者のごみの搬出に係る負担を軽減することを目的として、福祉事業者ごみ出し拠点事業（以下「本事業」という。）を実施するものとし、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「ごみ」とは、米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成１７年米子市条例第９８号）第６条に規定する家庭廃棄物をいう。

（事業内容）

第３条　本事業は、市が福祉事業者専用のごみ出し拠点を設置することにより行うものとする。

２　ごみ出し拠点は、次に掲げる施設に設置する。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 米子市福祉保健総合センター | 米子市錦町一丁目139番地３ |
| 米子市心身障害者福祉センター | 米子市皆生新田二丁目10番１号 |

　（対象者）

第４条　本事業を利用することができる者は、市内に在宅で生活する高齢者（有料老人ホーム等の高齢者向け住宅に居住するものを除く。）又は障がい者であって、ごみの搬出の支援を必要とする者に対し、次の各号に掲げるいずれかの訪問サービスを提供する福祉事業者とする。

⑴　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２項に規定する訪問介護

⑵　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第２項に規定する居宅介護

⑶　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第３項に規定する重度訪問介護

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

（届出）

第５条　前条の福祉事業者は、本事業を利用しようとするときは、あらかじめ、米子市福祉事業者ごみ出し拠点利用届出書（別記様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（利用情報の通知）

第６条　市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出をした福祉事業者（以下「利用者」という。）に対し、ごみ出し拠点に係る必要な情報を通知するものとする。

（遵守事項）

第７条　利用者は、本事業を利用するに当たっては、米子市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成１７年米子市規則第６２号）第５条の規定のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　ごみ出し拠点の清潔を保持すること。

⑵　ごみ出し拠点を本事業の目的に反して使用しないこと。

⑶　前条の規定により通知された情報をみだりに第三者へ提供しないこと。

（変更等の届出）

第８条　利用者は、第５条の規定による届出の内容に変更があるとき、又は本事業の利用を取りやめようとするときは、米子市福祉事業者ごみ出し拠点利用変更・中止届出書（別記様式第２号）により市長に届け出なければならない。

（利用の取消し）

第９条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用を取り消すことができる。

⑴　前条の規定による届出があったとき。

⑵　第７条に規定する事項が遵守されていないと認めるとき。

⑶　前２号に掲げる場合のほか、市長が本事業の利用の必要がないと認めるとき。

（規定外事項）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別記

様式第１号（第５条関係）

年　　 月　　 日

米子市長　　　　　　　様

利用者 所在地

事業所名

代表者職氏名

電話番号

米子市福祉事業者ごみ出し拠点利用届出書

米子市が設置する福祉事業者専用のごみ出し拠点を利用したいので、米子市福祉事業者ごみ出し拠点事業実施要綱（令和６年４月１日施行）第５条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　ごみ出しの支援を受ける者

該当する種別ごとに人数を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 人数 |
| 介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第２項に定める訪問介護 | 人 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第２項に規定する居宅介護 | 人 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第３項に規定する重度訪問介護 | 人 |
| その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 人 |

２　利用するごみ出し拠点

該当する項目の□欄に✔を記入してください。（複数可）

|  |  |
| --- | --- |
| 利用場所 | □ 米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）  □ 米子市心身障害者福祉センター |

３　同意事項

本事業を利用するに当たり、次の事項に同意します。（□欄に✔を記入してください。）

□ 米子市福祉事業者ごみ出し拠点事業実施要綱第７条の規定を遵守すること。

□ ごみ出しの支援を受ける者の自宅から、市が設置するごみ出し拠点までのごみの運搬に

ついては、介護保険外のサービス又は障害福祉サービスにおける介護給付外のサービ

スとなること。

様式第２号（第７条関係）

年　　 月　　 日

米子市長　　　　　　　様

利用者 所在地

事業所名

代表者職氏名

電話番号

米子市福祉事業者ごみ出し拠点利用変更・中止届出書

□　米子市福祉事業者ごみ出し拠点利用届出書に記載した事項に変更があった

ので、

□　米子市福祉事業者ごみ出し拠点の利用を取りやめたい

米子市福祉事業者ごみ出し拠点事業実施要綱（令和６年４月１日施行）第８条の規定により、次のとおり届け出ます。（※該当する項目の□欄に✔を記入してください。）

１　届出書に記載した事項の変更

・ごみ出しの支援を受ける者

該当する種別ごとに変更後の人数を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 人数 |
| 介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第２項に定める訪問介護 | 人 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第２項に規定する居宅介護 | 人 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第３項に規定する重度訪問介護 | 人 |
| その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 人 |

・利用するごみ集積場所

該当する項目の□欄に✔を記入してください。（複数可）

|  |  |
| --- | --- |
| 利用場所 | □ 米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）  □ 米子市心身障害者福祉センター |

２　利用の取りやめ

|  |  |
| --- | --- |
| 取りやめる日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 取りやめる理由 |  |